

## 1. 改正の経緯

### (1) 主任技術者制度や外部委託承認制度に係る改正について

近年、電気保安に係る人材は減少傾向にあり、将来的に人材不足が懸念されている。産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会等における電気保安人材に係る議論を踏まえて、電気事業法における主任技術者制度の選任要件や、外部委託承認制度における要件の拡充、遠隔による点検等について、改正を行うものである。

### (2) ICT 機器を用いたオンライン安全管理審査の実施について

電気事業法において、安全管理審査（使用前安全管理審査及び定期安全管理審査）は、電気工作物の設置者の法定事業者検査の体制について（国又は）登録安全管理審査機関が審査し、その審査結果に基づき国が設置者の法定事業者検査体制を評定し、設置者に評定結果を通知するものである。

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、設置者の法定事業者検査実施場所又は当該検査記録の保管場所で行うこととされている安全管理審査について、対面形式の審査に加えて ICT 機器を用いたオンライン審査を可能とする改正を行うものである。

## 2. 省令案の概要

### (1) 外部委託承認制度に係る改正

第 52 条第 2 項で定める外部委託承認制度における太陽電池発電所の出力の上限を、2,000kW から 5,000kW に拡充する。

### (2) オンラインによる安全管理審査の導入

登録安全管理審査機関による実地審査の方法を定める第 110 条第 2 号に、従前の対面形式に加え、新たに ICT 機器を用いたオンライン実地審査を規定する。

## 3. 告示案の概要

第 52 条第 2 項で定める外部委託承認制度における太陽電池発電所の出力の範囲を 2,000kW から 5,000kW に拡充することに伴い、換算係数を規定する。加えて、当該需要設備と異なる場所から適確に点検を実施できるように措置した需要設備の点検頻度を規定する。

## 4. 使用前・定期安全管理審査実施要項（内規）案の概要

施行規則の改正に準じたオンラインによる安全管理審査に係る実施方法及び登録安全管理審査機関がオンラインで実施した審査に係る年度毎の実績報告等を規定する。

#### 5. 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）案の概要

電気主任技術者の需要設備への選任について、常時勤務する事業場と異なる事業場への選任の要件等を規定する。加えて、外部選任における法第 43 条第 2 項の許可と施行規則第 52 条第 4 項ただし書きの承認について規定する。また、太陽電池発電所における施行規則第 52 条第 4 項ただし書きの承認について、2,000kW から 5,000kW に拡充する旨を規定する。

加えて、第 52 条第 2 項で定める外部委託承認制度について、需要設備及び太陽電池発電所の遠隔による点検の方法等を規定する。

その他、形式的修正等を行う。

#### 6. 使用前・定期安全管理審査を目的としたオンライン審査実施ガイドライン案の概要

オンラインによる安全管理審査に当たって留意すべき事項や受審される事業者を求める技術的要件を「使用前・定期安全管理審査を目的としたオンライン審査実施ガイドライン」として策定するもの。審査の実施に必要な通信環境や ICT 機器等の仕様、審査機関と受審者間で必要な合意事項を明確化する。